

国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議 (COP28)

結果概要

令和 5 年 12 月 18 日

日本国政府代表团

1. 概要

令和 5 (2023) 年 11 月 30 日 (木) から 12 月 13 日 (水)、アラブ首長国連邦 (UAE)・ドバイにおいて、国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議 (COP28)、京都議定書第 18 回締約国会合 (CMP18)、パリ協定第 5 回締約国会合 (CMA5)、科学上及び技術上の助言に関する補助機関 (SBSTA) 及び実施に関する補助機関 (SBI) 第 59 回会合が開催された。

我が国からは、岸田文雄内閣総理大臣が首脳級会合「世界気候行動サミット」(12 月 1 日及び 2 日) に出席し、全体会合でのスピーチで、2030 年までの行動が決定的に重要であることを強調の上、2050 年ネット・ゼロの達成、全温室効果ガスを対象とする経済全体の総量削減目標の設定及び 2025 年までの世界全体の排出量ピークアウトの必要性を訴えた。

また、伊藤信太郎環境大臣が 2 週目の閣僚級交渉に出席したほか、濱地雅一厚生労働副大臣及び吉田宣弘経済産業大臣政務官が関連会合等に出席し、その他外務省、環境省、経済産業省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、金融庁、林野庁、気象庁の関係者が参加した。

COP28 では、パリ協定の目的達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイク (GST) に関する決定、ロス&ダメージ (気候変動の悪影響に伴う損失と損害) に対応するための基金を含む新たな資金措置の制度の大枠に関する決定の他、緩和、適応、資金、公正な移行等の各議題についての決定がそれぞれ採択された。

2. 交渉結果概要

(1) グローバル・ストックテイク (GST)

パリ協定の実施状況を検討し、長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組みであるグローバル・ストックテイクについて、初めての決定が採択された。

12 月 1 日～2 日の首脳級会合も経た 2 週間にわたる議論・交渉の末に採択された決定文書には、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性、2025 年までの排出量のピークアウト、全ガス・全セクターを対象とした排出削減、各国ごとに異なる道筋を考慮した分野別貢献 (再エネ発電容量 3 倍・省エネ改善率 2 倍のほか、化石燃料、ゼロ・低排出技術 (原子力、CCUS、低炭素水素等)、道路部門等における取組) が明記された。また、パリ協定第 6 条 (市場メカニズム)、都

市レベルの取り組み、持続可能なライフスタイルへの移行等の重要性についても盛り込まれた。

(2) ロス&ダメージに対応するための基金を含む新たな資金措置の制度の大枠の決定

昨年の COP27 で設置が決定されたロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失及び損害）に対応するための新たな資金措置（基金を含む）に関し、11 月 30 日、COP28 の開会式全体会合において、基金の基本文書を含む制度の大枠について決定が採択された。COP 開幕日に手続事項ではない実質的な決定が採択されるのは、極めて異例のことである。また、決定の採択の後、基金の立ち上げ経費を中心に、我が国を含む各国からプレッジが行われた（注1）。

基金（名称は今後基金の理事会で決定される）については、気候変動の影響に特に脆弱な途上国を支援の対象とすること、世界銀行の下に設置すること、先進国が立ち上げ経費の拠出を主導する一方、公的資金、民間資金、革新的資金源等のあらゆる資金源から拠出を受けること等が決定された。

資金措置については、資金措置を構成する機関（世銀・IMF、ワルシャワ国際メカニズム、サンティアゴ・ネットワーク（SN）等）と基金が定期的に対話を実施し、さまざまな資金措置と基金とが調整・協調してロス&ダメージに対応していくことが決定された。

（注1）日本は、基金の立ち上げ経費として 1000 万米ドルのプレッジを表明。

(3) ロス&ダメージ

ロス&ダメージに関する技術支援を促進するサンティアゴ・ネットワーク（SN）について、事務局ホスト機関として国連防災機関（UNDRR）と国連プロジェクト・サービス（UNOPS）を選定した。UNFCCC 事務局、事務局ホスト機関、諮問機関の役割についての合意形成、諮問機関メンバーの選出が行われ、来年以降の SN の本格的運用が決まった。決定文においては、日本ほか各国による SN への拠出について謝意が示された。

(4) 緩和

COP27 で決定された「緩和作業計画」について、実施の初年となる 2023 年は、公正なエネルギー移行と交通システムの脱炭素化について、2 回のグローバル対話で議論を行った。採択された決定では、この対話の報告（再エネ、省エネ、CCUS 等に関する実施可能な解決策等を含む。）や「緩和野心閣僚級会合」の議論について留意するとともに、補助機関会合で進捗評価を行うことが決定された。

(5) 適応

パリ協定第7条に定められている適応に関する世界全体の目標（GGA: Global Goal on Adaptation）に関するグラスゴー・シャルム・エル・シェイク作業計画の下での2年間に亘る議論の成果として、GGAの達成に向けたフレームワークが採択された。フレームワークは、国主導かつ自主的なものとして、テーマ別の7つの目標、適応サイクルについての4つの目標を設定した。また、GGAに関する新たな議題を設定するとともに、目標に対する進捗評価のための指標を検討するための2年間の作業計画が立ち上がり、GGAの実現及びフレームワークの実施加速化に向けた議論を開始することが決定された。

(6) 気候資金

長期気候資金、2025年以降の新規気候資金合同数値目標（New Collective Quantified Goal）、資金に関する常設委員会に関する事項、資金メカニズムに関する事項等の幅広い議題の下で検討が行われた。

新規合同数値目標については、COP29/CMA6での決定に向けて、2022年から継続している協議体（Ad Hoc Work Programme）の下の技術専門家対話（TED: Technical Expert Dialogue）を継続し、加えて、全締約国及びオブザーバーが議論に参加できる場を設けることが決定された。

パリ協定第2条1項(c)（注2）については、先進国と途上国との間で相互に理解を深めるため、先進国から新規のプラットフォームの設置について提案を行ったが、途上国側は同意せず、既存のシャルム・エル・シェイク対話を今後も継続し、強化することが決定された。

（注2：パリ協定第2条1項(c)：温室効果ガスについて低排出型であり、及び気候に対して強靱である発展に向けた方針に資金の流れを適合させること）

(7) 公正な移行

COP27で決定された「公正な移行に関する作業計画（JTWP）」について、雇用、エネルギー、社会経済等の要素を含むこと、作業を2026年まで継続し、その時点で効果や効率性について評価を行い、継続を検討すること等が決定された。

(8) パリ協定6条（市場メカニズム）、CDM（クリーン開発メカニズム）

パリ協定第6条2項及び4項については、国連への報告等に関する詳細事項について見解の一致に至らず、引き続き議論されることとなった。第6条8項（非市場アプローチ）については、各国の取組を登録するウェブ・プラットフォームの運用や今後の作業計画について決定された。また、今後のCDMの機能停止時期や必要な予算等については、事務局が技術ペーパーを作成し検討を継続する

ことが決定された。

(9) その他

技術開発・移転、キャパシティ・ビルディング、農業、研究と組織的観測、対応措置の実施の影響（気候変動対策の実施による社会経済的な影響）、気候変動とジェンダー、気候エンパワーメント行動（ACE：Action for Climate Empowerment）等の幅広い交渉議題についてマンデートイベントの開催や議論が行われた。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）及びパリ協定下の構成機関に所属する委員の選挙が行われ、日本人委員1名が選出された。

また、次回 COP29 をアゼルバイジャンで、次々回の COP30 をブラジルで開催することが決定された。

3. 閣僚級会合等

伊藤環境大臣は、アラブ首長国連邦、イタリア、インド、ウクライナ、英国、オーストラリア、カザフスタン、カナダ、韓国、ジョージア、シンガポール、中国、チュニジア、ドイツ、ノルウェー、パプアニューギニア、フランス、ブラジル、米国、モルドバ、EU 計 21 か国・地域の閣僚級及び代表と会談した。各会合では、グローバル・ストックテイクで盛り込むべき内容の提案等、交渉議題の合意に向けた議論を行ったほか、気候変動対策等について意見交換を行った。

4. ジャパン・パビリオンでの発信

我が国は、COP28 会場においてジャパン・パビリオンを設置し、会合期間を通じて、我が国企業等の緩和・適応・CO₂有効利用等の実地展示やパネル展示、技術のオンライン展示、多岐にわたるセミナーを実施した。

12月2日には、岸田総理及び日・UAE の企業代表者が参加して「Action to Zero led by Japan and UAE」を開催し、強固な日・UAE 関係を確認するとともに、岸田総理から、残された2つの大きな課題である①産業脱炭素化と②成長を続けるアジアの脱炭素化に挑戦する方針も示した。さらに、岸田総理から、「課題解決力を成長のエンジン」とすること、「脱炭素は日本にとって成長のチャンス」であることに触れつつ、日本の金融力・技術力をフル活用して、アジアや中東の各国とも協力しながら、共に脱炭素と経済成長を実現していくことを表明した。

5. 国際イニシアティブへの参加

日本政府は COP28 期間中に気候変動に関する以下の国際イニシアティブに

参加した。

- 12月1日：UAEが主導する「持続可能な農業・強靱な食料システム・気候変動対応に関する首脳級宣言」（エミレーツ宣言）
- 12月1日：米国・ノルウェーが主導する「グリーン SHIPPING チャレンジ」
- 12月1日：WMO及び前議長国エジプトが主導する「水適応・強靱性アクション・イニシアティブ（AWARe）」
- 12月2日：議長国 UAE 及び EU が主導する「世界全体での再生可能エネルギー3倍・エネルギー効率改善率2倍」宣言
- 12月2日：議長国 UAE 及び米国等による「各国の国内事情の相違を認識しつつ、2050年までに2020年比で世界全体の原子力発電容量を3倍にする」との野心的な目標に向けた協力方針を含む「原子力3倍」宣言
- 12月2日：ドイツが主導する産業脱炭素化を目指す「気候クラブ（Climate Club）」
- 12月3日：議長国 UAE が主導する「気候・救済・復興・平和宣言」
- 12月3日：世界保健機関（WHO）及び議長国 UAE が主導する「気候と健康宣言」
- 12月4日：議長国 UAE が主導する「ジェンダーに対応した公正な移行と気候変動対策パートナーシップ」
- 12月5日：議長国 UAE が主導する水素等の国際的な取引促進などを目的とした「クリーン水素認証の相互承認に関する意向表明」
- 12月5日：国際連合工業開発機関（UNIDO）が主導する排出削減が困難な産業におけるグリーン素材の需要創出を目的とした「グリーン公共調達に関する協力意図表明文書」
- 12月5日：米国が主導する二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）および二酸化炭素除去（CDR）の技術開発・展開の加速を目指す「カーボンマネジメントチャレンジ」
- 12月5日：国連環境計画（UNEP）及び議長国 UAE が主導する持続可能な冷却の実現を目的とする「Global Cooling Pledge」
- 12月6日：フランス、モロッコ及び国連環境計画（UNEP）が主導する「ビルディング・ブレイクスルー（Buildings Breakthrough）」
- 12月7日：日本・米国・フランス・英国・カナダの5か国による、原子燃料の強靱なサプライチェーンの実現に向けた「『札幌ファイブ』宣言」。
- 12月10日：インドが主導する「国際河川都市連合」

6. 日本主導のイニシアティブの発表

12月9日、1.5°C目標の実現に向けて、急速かつ大幅な削減の実現が必要とさ

れる中、我が国は「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」を公表した。これは、脱炭素や適応に対する投資を促進するための基盤を整備することで、「目標のギャップ」「適応のギャップ」「実施のギャップ」という3つのギャップを解消し、排出経路をオントラックにしていこうとするもの。関係国を招いて、当該政策について発表を行うセミナーをジャパン・パビリオンで開催し、我が国の政策について国内外に幅広く発信した。

(丁)

Decision -/CMA.5**Glasgow–Sharm el-Sheikh work programme on the global goal on adaptation referred to in decision 7/CMA.3**

The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement,

Recalling Article 7 of the Paris Agreement, in particular paragraph 1, which established the global goal on adaptation of enhancing adaptive capacity, strengthening resilience and reducing vulnerability to climate change with a view to contributing to sustainable development and ensuring an adequate adaptation response in the context of the temperature goal referred to in Article 2 of the Paris Agreement, and paragraph 2, which recognizes that adaptation is a global challenge faced by all with local, subnational, national, regional and international dimensions, and that it is a key component of and makes a contribution to the long-term global response to climate change to protect people, livelihoods and ecosystems, taking into account the urgent and immediate needs of those developing country Parties that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change, as well as Article 14 of the Paris Agreement and decisions 7/CMA.3, 1/CMA.4, paragraph 39, and 3/CMA.4,

Noting with concern the findings in the contribution of Working Group II to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change,¹ which highlights that accelerated implementation of adaptation action in this decade is important for closing adaptation gaps,

Recalling Article 7, paragraph 4, of the Paris Agreement, which recognizes that the current need for adaptation is significant and that greater levels of mitigation can reduce the need for additional adaptation efforts, and that greater adaptation needs can involve greater adaptation costs,

Stressing that holding the increase in the global average temperature to well below 2 °C above pre-industrial levels and pursuing efforts to limit the temperature increase to 1.5 °C above pre-industrial levels will be essential to ensuring the continued availability of the largest possible number of adaptation options and, in turn, to limiting the adverse impacts of climate change and associated loss and damage,

Also stressing the urgency of accelerating the implementation of adaptation action and support, taking into account the adaptation efforts reported or communicated in adaptation communications, biennial transparency reports, national adaptation plans, national communications, nationally determined contributions and other relevant plans, strategies and programmes,

Recalling relevant provisions and principles of the Convention and the Paris Agreement,

1. *Welcomes with appreciation* the progress made under the Glasgow–Sharm el-Sheikh work programme on the global goal on adaptation, including the successful organization of the workshops held thereunder in 2022–2023;
2. *Takes note* of the 2023 annual report on the workshops referred to in paragraph 1 above² and *welcomes* the summary reports on each workshop contained therein;

¹Intergovernmental Panel on Climate Change. 2022. *Climate Change 2022: Impacts, Adaptation, and Vulnerability. Contribution of Working Group II to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change*. H Pörtner, D Roberts, M Tignor, et al. (eds.). Cambridge: Cambridge University Press. Available at <https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg2>.

²FCCC/SB/2023/7.

3. *Expresses appreciation* to the Chairs of the subsidiary bodies for their guidance on and to the secretariat for its support in conducting informative and engaging workshops under the Glasgow–Sharm el-Sheikh work programme, as well as to the moderators, experts, Parties and non-Party stakeholders that participated in the workshops for their contributions and engagement;

4. *Also expresses appreciation* to the Governments of Argentina, Botswana, Egypt and Maldives for hosting the workshops under the Glasgow–Sharm el-Sheikh work programme and to the secretariat for organizing them;

5. *Decides* to conclude the two-year Glasgow–Sharm el-Sheikh work programme;

6. *Adopts* the UAE Framework for Global Climate Resilience;³

7. *Decides* that the purpose of the UAE Framework for Global Climate Resilience is to guide the achievement of the global goal on adaptation and the review of overall progress in achieving it with a view to reducing the increasing adverse impacts, risks and vulnerabilities associated with climate change, as well as to enhance adaptation action and support;⁴

8. *Also decides* that the UAE Framework for Global Climate Resilience should guide and strengthen efforts, including long-term transformational and incremental adaptation, towards reducing vulnerability and enhancing adaptive capacity and resilience, as well as the collective well-being of all people, the protection of livelihoods and economies, and the preservation and regeneration of nature, for current and future generations, in the context of the temperature goal referred to in Article 2 of the Paris Agreement, should be inclusive in terms of adaptation approaches, and should take into account the best available science and the worldviews and values of Indigenous Peoples, to support the achievement of the global goal on adaptation;

9. *Urges* Parties and *invites* non-Party stakeholders to pursue the objectives outlined in paragraph 8 above and to increase ambition and enhance adaptation action and support, in order to accelerate swift action at scale and at all levels, from local to global, in alignment with other global frameworks, towards the achievement of, inter alia, the following targets by 2030, and progressively beyond:

(a) Significantly reducing climate-induced water scarcity and enhancing climate resilience to water-related hazards towards a climate-resilient water supply, climate-resilient sanitation and towards access to safe and affordable potable water for all;

(b) Attaining climate-resilient food and agricultural production and supply and distribution of food, as well as increasing sustainable and regenerative production and equitable access to adequate food and nutrition for all;

(c) Attaining resilience against climate change related health impacts, promoting climate-resilient health services, and significantly reducing climate-related morbidity and mortality, particularly in the most vulnerable communities;

(d) Reducing climate impacts on ecosystems and biodiversity, and accelerating the use of ecosystem-based adaptation and nature-based solutions, including through their management, enhancement, restoration and conservation and the protection of terrestrial, inland water, mountain, marine and coastal ecosystems;

(e) Increasing the resilience of infrastructure and human settlements to climate change impacts to ensure basic and continuous essential services for all, and minimizing climate-related impacts on infrastructure and human settlements;

(f) Substantially reducing the adverse effects of climate change on poverty eradication and livelihoods, in particular by promoting the use of adaptive social protection measures for all;

³See decision 3/CMA.4, para. 8.

⁴Decision 3/CMA.4, para. 9.

(g) Protecting cultural heritage from the impacts of climate-related risks by developing adaptive strategies for preserving cultural practices and heritage sites and by designing climate-resilient infrastructure, guided by traditional knowledge, Indigenous Peoples' knowledge and local knowledge systems;

10. *Decides* that the UAE Framework for Global Climate Resilience includes the following targets in relation to the dimensions of the iterative adaptation cycle,⁵ recognizing the need to enhance adaptation action and support:

(a) Impact, vulnerability and risk assessment: by 2030 all Parties have conducted up-to-date assessments of climate hazards, climate change impacts and exposure to risks and vulnerabilities and have used the outcomes of these assessments to inform their formulation of national adaptation plans, policy instruments, and planning processes and/or strategies, and by 2027 all Parties have established multi-hazard early warning systems, climate information services for risk reduction and systematic observation to support improved climate-related data, information and services;

(b) Planning: by 2030 all Parties have in place country-driven, gender-responsive, participatory and fully transparent national adaptation plans, policy instruments, and planning processes and/or strategies, covering, as appropriate, ecosystems, sectors, people and vulnerable communities, and have mainstreamed adaptation in all relevant strategies and plans;

(c) Implementation: by 2030 all Parties have progressed in implementing their national adaptation plans, policies and strategies and, as a result, have reduced the social and economic impacts of the key climate hazards identified in the assessments referred to in paragraph 10(a) above;

(d) Monitoring, evaluation and learning: by 2030 all Parties have designed, established and operationalized a system for monitoring, evaluation and learning for their national adaptation efforts and have built the required institutional capacity to fully implement the system;

11. *Affirms* that efforts in relation to the targets referred to in paragraphs 9–10 above shall be made in a manner that is country-driven, voluntary and in accordance with national circumstances; take into account sustainable development and poverty eradication; and not constitute a basis for comparison between Parties;

12. *Recognizes* the challenges to implementing transformational adaptation for countries that have significant capacity constraints;

13. *Encourages* Parties, when implementing the UAE Framework for Global Climate Resilience and their adaptation efforts, when integrating adaptation into relevant socioeconomic and environmental policies and actions and in pursuing the targets referred to in paragraph 9–10 above, to take into account, where possible, country-driven, gender-responsive, participatory and fully transparent approaches, as well as human rights approaches, and to ensure intergenerational equity and social justice, taking into consideration vulnerable ecosystems, groups and communities and including children, youth and persons with disabilities;

14. *Emphasizes* that adaptation action should be continuous, iterative and progressive and be based on and guided by the best available science, including through use of science-based indicators, metrics and targets, as appropriate, traditional knowledge, Indigenous Peoples' knowledge, local knowledge systems, ecosystem-based adaptation, nature-based solutions, locally led and community-based adaptation, disaster risk reduction, intersectional approaches, private sector engagement, maladaptation avoidance, recognition of adaptation co-benefits and sustainable development;

15. *Decides* that under the UAE Framework for Global Climate Resilience, the sources of information referred to in decision 19/CMA.1, paragraph 37, should be utilized;

⁵Referred to in decision 3/CMA.4, para. 10(a).

16. *Affirms* that no additional reporting burden is placed on Parties through the implementation of the UAE Framework for Global Climate Resilience; *invites* Parties to voluntarily include in their adaptation communications, biennial transparency reports, national adaptation plans, national communications and nationally determined contributions quantitative and/or qualitative information related to the targets referred to in paragraphs 9–10 above and the cross-cutting considerations referred to in paragraphs 13–14 above; and *encourages* Parties to report on progress, good practices, experience and lessons learned in relation to implementing the framework in their communication and reporting under decisions 9/CMA.1, 18/CMA.1 and 19/CMA.1;

17. Requests the secretariat to include in the synthesis report referred to in decision 19/CMA.1, paragraph 23(b), information related to the targets referred to in paragraphs 9–10 above for each future global stocktake;

18. *Recognizes* that climate change impacts are often transboundary in nature and may involve complex, cascading risks that can benefit from collective consideration and knowledge-sharing, climate-informed transboundary management and cooperation on global adaptation solutions;

19. *Emphasizes* that the UAE Framework for Global Climate Resilience should catalyse and strengthen regional and international cooperation on the scaling up of adaptation action and support among Parties, international organizations and non-governmental organizations;

20. *Recognizes* the important role of all stakeholders, including the private sector, multilateral development banks, local governments, United Nations and other organizations, civil society, Indigenous Peoples, local communities, and research and academic institutions, in implementing the UAE Framework for Global Climate Resilience towards achieving the goal;

21. *Invites* all stakeholders to support the implementation of the UAE Framework for Global Climate Resilience and to scale up their adaptation policies and programmes in a coherent and integrated manner, building on synergies among activities and processes, including through dialogues and coordination across relevant conventions, frameworks and processes with a view to achieving the targets referred to in paragraphs 9–10 above;

22. *Recognizes* the leadership of Indigenous Peoples and local communities as stewards of nature and *encourages* the ethical and equitable engagement with Indigenous Peoples and local communities and application of traditional knowledge, the knowledge, wisdom and values of Indigenous Peoples, and local knowledge systems in implementing the UAE Framework for Global Climate Resilience;

23. *Also encourages* efforts by Parties to broaden climate education and to empower people, in particular children and youth, with the knowledge, skills, values and attitudes necessary for active action to combat climate change;

24. *Recognizes* that means of implementation for adaptation, such as finance, technology transfer and capacity-building, are crucial to the implementation of the UAE Framework for Global Climate Resilience and *also recognizes* that factors such as leadership, institutional arrangements, policies, data and knowledge, skills and education, public participation, and strengthened and inclusive governance are also crucial to enabling the implementation of adaptation action;

25. *Further recognizes* the importance of the timeliness and predictability of adaptation finance and the need to accelerate efforts to enhance access to adaptation finance, with a focus on facilitating direct access by harmonizing and simplifying access procedures;

26. *Welcomes* progress in the provision of climate finance, while noting with concern that the current provision of climate finance for adaptation remains insufficient to respond to worsening climate change impacts in developing country Parties;

27. *Reaffirms* the importance of concessional and grant-based funding for adaptation and of the provision of adaptation finance, which should take into account the limited fiscal space, compounded macroeconomic circumstances and climate resilience;
28. *Also reaffirms* that the provision of scaled-up financial resources should aim to achieve a balance between adaptation and mitigation, taking into account country-driven strategies, and the priorities and needs of developing country Parties, especially those that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change and have significant capacity constraints, such as the least developed countries and small island developing States, considering the need for public and grant-based resources for adaptation;⁶
29. *Recalls*, in the context of action under the UAE Framework for Global Climate Resilience, Article 7, paragraph 13, of the Paris Agreement, which stipulates that continuous and enhanced international support shall be provided to developing country Parties for the implementation of paragraphs 7, 9, 10 and 11 of Article 7, in accordance with the provisions of Articles 9, 10 and 11 of the Paris Agreement;
30. *Notes with concern* that the adaptation finance gap is widening;
31. *Reiterates* the call urging developed country Parties to at least double their collective provision of climate finance for adaptation to developing country Parties from 2019 levels by 2025, in the context of achieving a balance between mitigation and adaptation in the provision of scaled-up financial resources, recalling Article 9, paragraph 4, of the Paris Agreement;⁷
32. *Recognizes* that the extent to which the UAE Framework for Global Climate Resilience is implemented by developing country Parties depends on, inter alia, engagement and action at all levels, and the effective implementation by developed country Parties of means of implementation and support commitments;
33. *Reiterates* that continuous and enhanced international support provided and mobilized to developing country Parties, in accordance with the provisions of Articles 9–11 of the Paris Agreement, is urgently required, taking into account the needs and priorities of developing countries, to support the implementation of the UAE Framework for Global Climate Resilience, including towards achieving the targets referred to in paragraphs 9–10 above;
34. *Urges* developed country Parties and *invites* other Parties that provide resources on a voluntary basis, United Nations organizations, specialized agencies and other relevant organizations, as well as bilateral and multilateral agencies, to mobilize support, including private finance, for developing country Parties for their efforts towards the implementation of the UAE Framework for Global Climate Resilience, including towards achieving the targets referred to in paragraphs 9–10 above;
35. *Requests* the Adaptation Fund Board and the Green Climate Fund Board to provide updates on their activities and scope of support in relation to assisting developing country Parties in their efforts towards the implementation of the UAE Framework for Global Climate Resilience, including towards achieving the targets referred to in paragraphs 9–10 above;
36. *Invites* the Standing Committee on Finance, in line with its mandate, to take into account the UAE Framework for Global Climate Resilience in the context of its workplan;
37. *Seeks* to close the adaptation finance gap and *encourages* Parties to consider the outcomes of the global stocktake and the UAE Framework for Global Climate Resilience in their deliberations on the new collective quantified goal on climate finance in 2024;
38. *Requests* the Subsidiary Body for Implementation and the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice to initiate the consideration of matters relating to the global goal on adaptation at their sixtieth sessions (June 2024), taking into account ongoing processes under relevant agenda items and workstreams and drawing, at their discretion, on inputs from Parties, observers, the secretariat and relevant constituted bodies, with a view to

⁶Article 9, para. 4, of the Paris Agreement.

⁷Decision 1/CMA.3, para. 18.

providing recommendations for consideration and adoption by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement at the latest at its seventh session (November 2025), focusing on, inter alia:

(a) The exchange of knowledge, experience and information related to implementing the UAE Framework for Global Climate Resilience, including in relation to efforts to achieve the targets referred to in paragraphs 9–10 above, with the aim of fostering implementation;

(b) The identification of potential inputs to future global stocktakes related to achieving the global goal on adaptation, including by considering how the UAE Framework for Global Climate Resilience can facilitate the analysis of information required for assessing progress towards the goal;

(c) The enhancement of understanding of, inter alia, the risks and impacts associated with different temperature increases across different regions;

(d) The opportunities for building on the best available science, including collaboration with the Intergovernmental Panel on Climate Change and other organizations, to provide information relevant to facilitating implementation of the UAE Framework for Global Climate Resilience, including in relation to the targets referred to in paragraphs 9–10 above; to developing indicators, metrics and methodologies; and to identifying adaptation capacity gaps, challenges and the needs of developing countries;

(e) The development of terms of reference for reviewing the UAE Framework for Global Climate Resilience, including the time frame for review;

39. *Decides* to launch a two-year UAE – Belém work programme on indicators for measuring progress achieved towards the targets referred to in paragraphs 9–10 above with a view to identifying and, as needed, developing indicators and potential quantified elements for those targets;

40. *Also decides* that the UAE – Belém work programme referred to in paragraph 39 above will be carried out jointly by the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice and the Subsidiary Body for Implementation, starting after the fifth session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement;

41. *Invites* Parties and observers to submit via the submission portal³ by March 2024:

(a) Views on the matters referred to in paragraph 39 above;

(b) Modalities of the UAE – Belém work programme outlined in paragraph 39 above, including organization of work, timelines, inputs, outputs and the involvement of stakeholders;

42. *Requests* the secretariat to synthesize these submissions by May 2024 as an input to the UAE – Belém work programme outlined in paragraph 39 above;

43. *Also requests* the Chairs of the subsidiary bodies to organize a workshop to consider the matters referred to in paragraph 39 above, as part of the UAE – Belém work programme referred to in the same paragraph;

44. *Invites* the Adaptation Committee, in collaboration with the Consultative Group of Experts and the Least Developed Countries Expert Group, to support the implementation of the UAE Framework for Global Climate Resilience with technical guidance and training materials thereon;

45. *Also invites* the Adaptation Committee, in collaboration with the Consultative Group of Experts and the Least Developed Countries Expert Group, to develop recommendations on how to improve reporting on adaptation action and progress, including with a view to informing the review and update, as appropriate, of the modalities, procedures and guidelines for the transparency framework for action and support referred to in Article 13 of the Paris

³<https://www4.unfccc.int/sites/submissionsstaging/Pages/Home.aspx>.

Agreement contained in the annex to decision 18/CMA.1 and the review of the training course referred to in decision 9/CMA.4, paragraph 10;

46. *Requests* the secretariat to undertake work to examine how transformational adaptation is defined and understood at different spatial scales and sectors, and how progress in planning and implementing transformational adaptation approaches might be assessed at the global level, for consideration by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement at its sixth session (November 2024);

47. *Also requests* the Least Developed Countries Expert Group to update the technical guidelines for the national adaptation plan process, reflecting the provisions of this decision as well as the best available science, including the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change;

48. *Takes note* of the estimated budgetary implications of the activities to be undertaken by the secretariat referred to in paragraphs 39, 43 and 46 above;

49. *Requests* that the activities of the secretariat called for in this decision to be undertaken subject to the availability of financial resources.

世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ

- COP28で気候変動対策の進捗を評価（「グローバル・ストックテイク」）
- これを踏まえ、2025年までに各国は次期削減目標を提出
- 1.5°C目標に向けて世界各国がどれだけ野心を高め、実現できるか（排出経路を「オントラック」に）

- ✓ **世界全体で一致団結してパリ協定の目標に取り組む必要**
- ✓ **投資促進の基盤を整備し、3つのギャップ解消により、「野心引き上げ」**
⇨「民間投資の呼び込み」の歯車を回転させる
- ✓ **「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想推進にも貢献**

世界全体で急速かつ大幅な削減＝
トランジションの実現が問われるフェーズ
好循環を実現し、削減実績
を積み上げていく

①「目標のギャップ」

削減目標を積み上げても1.5度目標に届かない

我が国が有する気候技術を活用し、各国の野心
引き上げ支援とネットゼロを実現する道程を特定

- 例)
- 温室効果ガス削減衛星GOSATシリーズを活用し、中央・南アジアの排出量推計技術を支援（2030年6か国を目指す）
 - シミュレーションモデルを活用したネットゼロ目標策定の支援を10か国目指す
 - 世界の脱炭素の力基となる都市の脱炭素のため、国内都市の技術・ノウハウを途上国の20都市以上に展開



②「適応のギャップ」

増大する気候リスクに適応策が追いついていない

官民連携による持続可能な適応の促進

- 例)
- 官民連携による早期警戒システム導入促進（2025年ASEANの半数以上を目指す）
 - 「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）」等を活用した、影響評価・適応のノウハウ・知見・技術の共有、キャパビル支援（NDS, Eco-DRRなども含む）
 - 「SUBARUイニシアティブ」を通じたアジア太平洋地域の都市のレジリエンス向上



③「実施のギャップ」

計画の実施に必要な投資がない

新たな領域を開拓し民間資金の活用を促進し、全ての資金フローをパリ協定の目的に一致させる

- 例)
- 二国間クレジット制度（JCM）において、パートナー国を30か国程度に拡大、農業・森林分野を含む幅広い分野における民間資金中心のプロジェクト組成に向けた環境整備、こみ問題の同時解決を図る融資物発掘や「補償方式」理立分場の推進
 - CEFlA（Cleaner Energy Future Initiative for ASEAN）を通じた官民連携でのエネルギー移行と脱炭素化
 - 官民で連携し、実案件組成を推進するアジアGXコンソーシアムを立ち上げ
 - 「RISEANみどり協カプラン」に基づき取引や、フルカーンの活用（ネイチャー×気候変動）に向けた最新の取組や知見を広く共有
 - 開発課題の解決と気候変動対策のコネクティブ型案件組成を促進
 - 気候ファイナンスにコミットするADB等との連携強化や日本が提唱するフルカーンのライフサイクル・マネジメント支援



脱炭素ビジネスの予測可能性向上

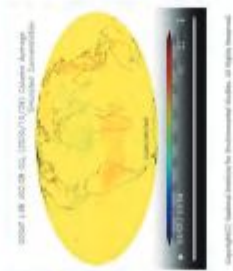
↑ 日本を裏付ける投資の拡大

↑ 気候変動による経済的損害を削減

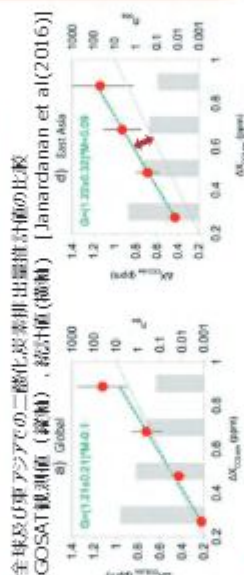
具体例 1 温室効果ガス観測衛星GOSATシリーズによる排出量推計技術支援 ①目標のギャップ

- 温室効果ガス観測衛星GOSATシリーズは、2009年以来、長期・全球観測による客観的な科学的データを世界に無償提供。
- 国別排出量の推計技術をモンゴルで開発。今後、中央アジア～インド太平洋地域へ順次拡大し、2030年6か国への拡大及び国際標準化を目指す。
- これまでの研究成果によれば、東アジア等一部の地域で、GOSATによる実測値から推計した排出量と、公式統計やUNFCCCは提出された報告書等から推定される排出量について差が見られる。
- さらに、～1000倍のデータ数/～100倍の空間解像度での観測（大規模排出源の排出量推計や“点”から“面”へ）が可能となる、3号機GOSAT-GWを2024年度に打上げ予定。アジアで課題となっている大気汚染対策への活用も可能。
- 2030年代を見据えた後継機の検討。特に、民間企業等における観測データ活用により投資促進を目指す。

15年にわたる長期・全球観測



東アジア等一部地域で、観測と統計に差



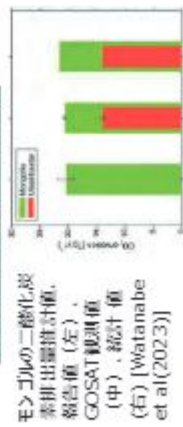
GOSAT-GW打上げ（2024年度）後継機検討

GOSAT-GW衛星イメージ [CO SAT-GW]

- 10～100倍の解像度の面積観測により、より高精度な排出量推計が可能に。
- CO₂、メタンに加え、NO₂観測による大気汚染対策へのコバネフィット。

【後継機】民間企業等での活用促進
金融・ビジネスにおけるGHG情報の客観性・信頼性を高め、グリーンワシントン目標、脱炭素社会への投資促進を目指す。

報告値、統計値との比較



中央アジア5国別のラウンドテーブル



- <進捗状況>
- ・カザフスタ、ウズベキスタ [MOU締結済]
 - ・タジキスタ、キルギス等 [MOU締結に向けた調整中]
 - ・インド、タイ等 [研究者間の調査等を実施中]

中央アジア、インド・ヒマラヤ地域、コーカサス地域と、アジア地域に順次拡大



世界の排出量報告の透明性向上（排出量の精度改善）に貢献

客観的、科学的データで、2050年ネットゼロ社会に向けた、世界全体での排出削減に貢献

具体例 2 官民連携による早期警戒システム導入促進

② 適応のギヤップ

関係省庁及び民間企業約50社等からなる「早期警戒システム導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会」を設置し、日本の官民が連携して気候変動に脆弱なアジア太平洋地域の早期警戒システムの事業展開を促進。2025年までにASEANの半数以上への導入を目指す。



ウエザーニュース独自の観測器

タイ等で展開しているサービス例
(洪水予報による浸水リスクのリアルタイム監視)

Early Warning For You Enhancement of observation and nowcasting for EWS

ウエザーニュース weathernews

- アジアで高精度かつ高解像度の気象予報・サービスの提供を実現
- ・ タイ、ベトナムにて現地気象局や政府関係機関と連携し、観測網を強化。現地の工場・工業団地エリアを中心に民間気象サービスを開始。(2023年春運用開始)
- ・ 今後、特にアジア・太平洋エリアへ展開予定。ほか、欧州やアフリカなどへの展開も検討。
- ・ レーダーや気象観測器、ライブカメラなどの独自観測器を設置により、該当国・エリアの観測網を補完・強化を実施。
- ・ 防災等の社会課題の解決や早期警戒システムの拡充により社会の強靱化に貢献。



上段: Floods WEBポータル等
下段: DioVISTA 運用画面

Floods、DioVISTA 日立製作所/日立パワーソリューションズ

- ハザードマップをいつでも・どこでも・簡単に (Floods)
 - ・ 気候変動に脆弱なアジア・太平洋諸国等の開発途上国の行政官向けの簡単に利用可能な洪水シミュレータ。(2023年11月運用開始)
 - ・ WEBブラウザから無償で利用可能(標高データや河川地形データの入力不要)。
 - ・ 河川氾濫、降雨、高潮による浸水状況の時間変化を高速シミュレーション。
 - ・ 気候変動による浸水リスクの把握や気候変動への適応策の立案を支援
- 早期警戒システムのサービス提供 (FloodS、DioVISTA)
 - ・ さらに、気象予報データと連携することで、浸水予報からの警報発報を支援可能。インフラ事業者、行政機関などへサービスを提供。
 - ・ 避難所情報や道路情報などの社会データと連携することで緊急活動も支援。

具体例 3 新たな領域を開拓し民間資金の活用を促進する取組

③実施のギャップ

二国間クレジット制度（JCM）の拡大による削減実績の積み上げ



- ・ 途上国等への優れた脱炭素技術やインフラ等の普及を促進し、パリ協定6条に沿って日本及びパートナー国双方のNDC達成や持続可能な発展に貢献する制度。
- ・ これまでに28か国とJCMを構築し、240件以上のプロジェクトを実施中。2025年を目途にパートナー国を30か国程度を目指す。
- ・ 農業・森林分野を含む幅広い分野において、民間資金を中心としたJCMプロジェクトを推進するための環境を整備。
- ・ ADBやUNIDO等とも連携し、廃棄物発電やメタンを削減する日本発の埋立処分技術である「福岡方式」により、途上国が直面するごみ問題と気候変動対策を同時解決。

社会課題を同時解決する新たなCO2吸収源「ブルーカーボン」の活用

日本は率先してブルーカーボンを活用

- ・ 2023年4月、日本は温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）の算定手法を整備し、マングローブ林によるCO₂吸収・固定量を算定・国連に報告。
- ・ 早ければ海草・海藻についても、2024年4月に報告予定。（※海藻の報告は世界初となる予定）
- ・ 日本国内ではカーボン・クレジット化の認証実績も蓄積（J ブルークレジット®：21箇所、約3700トンCO₂（2022年））
- ・ 海洋生態系保全や漁業、観光等の地域経済にも貢献。



- ・ 「International Partnership for Blue Carbon」（日、豪、米、仏、英、UAE、韓等18か国の省庁、国際機関、研究機関等が加盟）に参加。
- ・ 国際パートナーシップやCOPにおけるセミナー等を通じて、40件以上の具休事例を元とした日本の知見・経験を共有。グローバルに「ネイチャー・ベースド」を推進。
- ・ アジア各国のイベントトリ整備支援の中で、ブルーカーボンの活用を支援。
- ・ クレジット化により、民間投資を呼び込む



4

持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版

平成 28 年 12 月 22 日
SDGs 推進本部決定
令和元年 12 月 20 日
一部改定
令和 5 年 12 月 19 日
一部改定

1 改定の趣旨

2015 年 9 月の国連総会で満場一致で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(以下、「2030 アジェンダ」という。)は地球規模の行動のアジェンダであるとされており、その中で、持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)は「先進国、開発途上国も同様に含む世界全体の普遍的な目標とターゲット」と明記されている。

SDGs 採択を受け、その後 8 年間にわたり、国内外の多様なステークホルダーによって様々な取組やルール形成の努力が続けられてきた。その過程で、人々の意識や生活様式から産業構造や金融の流れに至るまで、我が国を含む国際社会全体の経済・社会活動のあり方は急速かつ大きく変容しようとしている。

一方で、気候変動や感染症をはじめとする地球規模課題の深刻化に加え、国際社会全体が SDGs 採択当時には想定されていなかった複合的危機に直面する中、2030 年までの SDGs 達成に向けた進捗は大きな困難に直面している。さらに、ロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ情勢の緊迫化等、SDGs 推進に必要な平和で安定した国際環境それ自体が危機にさらされる状況も生じている。

かかる状況は、我が国を含む国際社会全体として、我が国が提唱する「人間の安全保障」の理念の下、平和の持続と持続可能な開発を一体的に推進していくこと、また、複合的危機に対する国際社会全体の強靱性を強化していくことの重要性を改めて強く示すものである。さらに、将来にわたってかかる取組を継続的に促進し、国際社会全体で持続可能性を確保していく観点からは、国家に加え、多様なステークホルダー、とりわけ若い世代の参画を確保していくこともこれまで以上に重要となってきている。

同時に、国際社会において、2030 年までに SDGs 達成を目指すという大きな方向性に揺らぎはない。本年 9 月の SDG サミットでも、国際社会全体としての SDGs 達成に向けた取組の加速化への強いコミットメントを改めて確認した。その中で、岸田総理は、「人間の尊厳」の重要性を強調しつつ、我が国として国際社会の SDGs 達成に向けた取組を力強く牽引していく決意を明確に示した。

以上の状況の下、我が国として、人口減少や少子高齢化が加速する中、多様性と包摂性のある社会を築き、また、イノベーションを活かした社会課題の解決を通じて我が国自身の持続可能な発展と繁栄及び国際競争力の強化を実現していくため、引き続き強い決意をもって、SDGs 達成に向けた取組を強化し、加速するとともに、国際社会の SDGs 達成に向けた努力に対して最も効果的な形で更に貢献していく必要がある。以上を踏まえ、SDGs 実施指針の改定を行う。

2 現在の状況

(1)SDGs の浸透

SDGs 採択後 8 年間で SDGs に対する国民の認知度は約 9 割に達し、我が国の SDGs 達成に向けた取組も大きく進展した。現在、持続可能性の理念は、我が国がより良い持続可能な発展と繁栄を実現していく上での確固たる原動力となりつつある。

第一に、国家レベルの様々な分野の戦略や政策において、持続可能な経済・社会の実現は、その中核的理念として広く位置づけられている。我が国が推進している「新しい資本主義」は、社会課題の解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変え、裾野の広い成長と適切な分配が相互に好循環をもたらす「成長と分配の好循環」により、「誰一人取り残さない」持続可能な経済・社会システムを作り上げることを目指すものであり、まさに SDGs 達成につながる取組である。

第二に、地方レベルにおける SDGs の幅広い浸透と推進は、我が国における大きな特色である。SDGs は地方創生等の旗印として広く位置づけられており、SDGs 未来都市や地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム、地方創生 SDGs 金融等の様々な制度的枠組の下、各地域において、それぞれの特性に応じた様々な取組が急速に進展している。SDGs 達成に向けた取組を自ら推進する自治体の数も全体の 7 割に達している。

第三に、ビジネスにおいても、金融市場を含め、持続可能な経済・社会のあり方に対する関心の大きな高まりとも相まって、SDGs を経営に統合する企業が着実に増加している。各経済団体においても、個々の事業を通じて SDGs を実現していく方向性がますます明確化され、GX・DX 等を通じて社会課題の解決に貢献する動きも広がっている。

第四に、早い段階から SDGs 推進に取り組んできた市民社会を含む民間においても、SDGs 達成に向けた事業の実施や様々な提言等の取組が非営利組織を含む広範なステークホルダーの間で大きく広がっている。

第五に、我が国の国際協力においても、持続可能性は根幹的理念の一つとして位置づけられている。我が国は、これまでも「人間の安全保障」の理念に基づく様々な具体的支援を通じて、特に開発途上国の SDGs 推進に大きく貢献してきた。2023 年 6 月に閣議決定された開発協力大綱においても、「SDGs 達成に向けた取組を加速すること等により、国際協力を牽引し」ていく旨明記されている。

(2) 直面する課題

一方で、様々な課題も指摘されている。例えば、経済協力開発機構(OECD)による2022年版報告書では、我が国はOECD諸国の平均との比較において目標8(経済成長と雇用)、目標9(インフラ、産業化、イノベーション)等で進展がある一方で、目標5(ジェンダー)、目標10(不平等)等で課題がある旨指摘されている。

また、2022年に2回開催された「SDGs実施指針改定に関するパートナーシップ会議」を経てSDGs推進円卓会議の民間構成員が作成した政府への提言では、我が国におけるSDGs達成に向けた取組において、企業や環境分野の取組に重点が置かれる一方で、貧困、ジェンダー、人権等の社会的側面に課題がある旨指摘されている。同提言では、平等な社会参加の機会の保障や属性別のデータ収集と公表に向けた取組の必要性も指摘されている。

さらに、国連地域開発センター(UNCRD)による「2030年までの道筋:地方自治体SDGs達成度評価2023」では、自治体ごとの差異を指摘しつつ、全体として、目標8と目標9では高い水準にある一方で、目標2(飢餓)と目標5では課題がある旨指摘されている。

なお、2030アジェンダにおいて、SDGsの17の目標は「相互に関連しており、統合された解決が必要」であり、こうした特徴が2030アジェンダの「目的が実現されることを確保する上で極めて重要」である旨明記されている。

かかる観点から、我が国は従来から、①普遍性(国内実施と国際協力の有機的連携)、②包摂性(「誰一人取り残さない」)、③参画型(ステークホルダー等の参画)、④統合性(有機的連動と統合的解決)、⑤透明性と説明責任(定期的な評価・公表)を、SDGsの実施における主要原則としてきている。

上述の諸課題は、かかる主要原則のうち、特に②包摂性及び④統合性について課題を抱えていることを示している。

(3) 国際社会における状況

SDGs採択以降、国際社会においても、各国及び各ステークホルダーの理念や戦略的方向性、具体的状況等に基づいて、様々な努力が続けられてきた。欧州を中心に経済・社会・環境分野を横断するルールの形成を主導する動きも加速している。その過程で、個々の企業行動や投資行動だけでなく国際社会全体の産業構造や金融のあり方にもダイナミックな変容が生じるようになってきている。

一方で、国際社会は、気候変動や感染症をはじめとする地球規模課題の深刻化に加え、自由で開かれた国際秩序及び多国間主義に対する重大な挑戦にさらされており、エネルギー危機・食料危機、世界的なインフレ、開発途上国の債務危機・人道危機とも相まって、SDGs採択当時には想定されていなかった複合的危機に直面している。また、生成AIをはじめとするテクノロジーの急激な進化は、SDGs達成の切り札となり得る一方で、用い方によってはこれを大きく遅らせるリスクも内

包している。かかる状況はSDGsの全ての目標の進捗に大きな影響を与えている。

国連事務総長は、2023年9月のSDGサミットにおいて、SDGsのターゲットのうち、進捗が順調なものは約15%に過ぎず、半分近くは不十分、約30%は停滞・後退しており、2030年までのSDGs達成に向けた国際社会の歩みが危機的状況にある旨強調した。同サミットにおいて発表された「持続可能な開発に関するグローバル報告書(GSDR 2023)」においても同様の厳しい認識が示された。

かかる状況は、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、経済成長の減速や国内外の経済格差の拡大に直面する多くの開発途上国においてより深刻である。また、高所得国と低所得国との間でSDGs達成に向けた進捗度合の格差が拡大傾向にあることも広く指摘されており、広範な課題への対応に必要な資金の問題や開発途上国の債務危機にも国際社会全体として対処していく必要性も生じている。

2030アジェンダは、「各国の現実、能力及び発展段階の違いを考慮に入れ、かつ各国の政策及び優先度を尊重」すべきとした上で、SDGsが「世界全体の普遍的な目標とターゲット」であり、「地球規模レベルでの集中的な取組」が必要である旨強調している。各国がそれぞれの事情に応じて異なる課題への対応を迫られる中、全体として持続可能な世界を実現するためには、先進国・開発途上国を問わず各国がそれぞれ抱える課題を統合的に解決し、国際社会が全体として包括的にSDGsを達成するための変革を推進していくとの取組がこれまで以上に求められている。

3 実施に当たっての指針

(1) 重点事項

我が国は、引き続き2030年までの国内外におけるSDGs達成を目指し、これまでの実施指針で示された「5つのP¹」や「8つの優先課題²」等の根幹的な考え方を引き継ぎつつ、また、各目標間の相互連関に留意しながら、特に以下の重点事項について具体的取組を強化・加速していく。

① 持続可能な経済・社会システムの構築

2030アジェンダは、各国が具体的状況に応じてそれぞれターゲットを定めるよう推奨する等各国の自主性を強調しつつ、SDGsの「ターゲットを具体的な国家計画プロセスや政策、戦略に反映していく」よう求めている。

我が国は、「新しい資本主義」を掲げており、科学技術イノベーションも活用しつつ、様々な経済的・社会的課題や地球規模課題の解決に向けた取組を通じて、持続

¹ 2030アジェンダに掲げられている、People(人間)、Planet(地球)、Prosperity(繁栄)、Peace(平和)、Partnership(パートナーシップ)

² 1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現、2 健康・長寿の達成、3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション、4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備、5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会、6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全、7 平和と安全・安心社会の実現、8 SDGs 実施推進の体制と手段

的な成長と安心・幸せを実感できる経済・社会構造の構築を実現していく。また、全ての人々のディーセント・ワークを促進する。

「人への投資」やGX・DXの推進を通じた新たな産業構造への転換等において、公正な移行の観点も踏まえつつ、広範なステークホルダーとの対話と連携を進めながら、官民連携投資の拡大と経済・社会改革を進めていく。その中で、インパクト投資やESG投資等の促進を含め、社会課題等の解決を通じて事業性を高める企業や社会起業家、公共的な活動を担う様々な民間主体の活動等への支援を強化していく。

また、地方においては、地方創生SDGsやSDGs未来都市、広域連携SDGsモデル事業、地域包括ケアシステム等を通じて持続的成長への取組をより強力に後押ししていく。また、デジタル田園都市国家構想も踏まえ、インフラやサービスの水準の維持・向上を通じて、国土の均衡ある発展に取り組む。

② 「誰一人取り残さない」包摂社会の実現

持続可能な経済・社会システムの構築の観点からも、脆弱な立場にある人々を含む「誰一人取り残さない」包摂社会の実現は急務である。さらに、経済・社会システムの変容の過程において新たに取り残される可能性のある人々に対する適切な対応も必要である。

こども大綱に基づくこども施策の抜本的強化、質の高い公教育の再生、女性登用の加速化を含む女性の活躍と経済成長の好循環の実現、包摂的な共生・共助社会づくり、孤独・孤立対策推進法に基づく国・地方の孤独・孤立対策の強化等の取組を通じて、貧困や格差の拡大・固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済・社会の実現につなげていく。また、「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施していくとともに、サプライチェーンを含む企業の活動における人権尊重の取組を促進する。加えて、「障害者基本計画」や「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」に則った取組を推進する。

さらに、持続可能な経済・社会システムの構築に向けた取組を将来にわたって継続的に加速していくとの観点からも、若い世代の意味ある参画の拡大に取り組むとともに、教育の場を通じて持続可能な経済・社会システムのあり方を学ぶ機会の拡大に取り組んでいく。

かかる取組を進めるに当たっては、これまでの実施指針で強調されてきたとおり、人権の尊重とジェンダー平等は全ての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意する。また、引き続き、国内の全てのステークホルダーとの連携・協働を強化していく(各ステークホルダーに期待される役割は別紙のとおり。)

③ 地球規模の主要課題への取組強化

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という三つの世界的危機を克服するため、ネット・ゼロ、循環型及び気候変動に強靱かつネイチャーポジティブな経済・社

会システムへの転換を加速する。その鍵は、統合的アプローチと経済・社会課題の同時解決であり、地域資源の持続的活用によって課題解決を継続し、地域同士が支え合う地域循環共生圏の実現に取り組む。

気候変動分野では、国際社会の一致した取組の強化が必要であり、1.5度目標と統合的な2030年度目標達成に向けた取組の継続、アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)構想等を通じて、アジア地域の脱炭素化を主導する。また、緑の気候基金(GCF)への拠出等を通じて、開発途上国の脱炭素化及び気候変動に脆弱な国の強靱性強化に資する取組を支援する。我が国として、脱炭素の取組と同時に、強靱なエネルギー需給構造への転換を含めたエネルギー安全保障を強化する。環境と調和のとれた食料システムの確立を図りつつ、食料安全保障を強化する。

気候変動に伴って世界中で多発する自然災害への対処のため、防災・減災分野における我が国の知見の共有を図るとともに、被災地のビルド・バック・ベター(より良い復興)等、「仙台防災枠組2015-2030」の推進を国内外で加速する。

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させるため、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を着実に実施し、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンスの取組を推進する。その際、気候変動や生物多様性の損失、世界の森林減少等、各課題の間のトレード・オフを回避し、統合的解決を図る観点から、個々の具体的取組において相乗効果(シナジー)の最大化を図っていく。また、持続可能な開発に関するグローバル報告書(GSDR2023)や気候変動とSDGsのシナジーに関する専門家グループによる報告書等の科学的知見を活用する。

また、グリーン・ファイナンスの拡大、トランジション・ファイナンスに対する国際的理解の醸成に向けた取組の強化を図るとともに、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法の開発・確立を促進する。

国際保健分野では、「グローバルヘルス戦略」の下での取組を推進する。国内外で将来の健康危機に対する予防・備え・対応(PPR)への取組を発展・強化するとともに、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の達成に向けた取組を強化し、「グローバルヘルス・アーキテクチャー」の発展・強化に貢献する。また、国際保健分野への民間資金の動員を促進するため、グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ(トリプルI)を推進する。

以上の取組を推進するに当たっては、気候変動や生物多様性が健康に関わり合うという「プラネタリーヘルス」の考え方も踏まえ、個々の地球規模課題の間の相互関連に十分に留意する。

④ 国際社会との連携・協働

国際社会における持続可能性の確保と全ての国の持続的発展の達成は表裏一体である。先進国・開発途上国を問わず各国がそれぞれの事情に応じて異なる課題に直面する中、国際社会全体として持続可能性を確保していくためには、各国の間において共感に基づく協働と連帯を広げていく必要がある。かかる観点から、

我が国として、自らの取組の特徴や強みを明確化しながら、国際社会における持続可能性の包括的達成に向けた貢献を強化していく。

その際、国際社会で加速している関連のルールや基準の形成の動きについて、国際標準化を含め、官民連携の下、主導的に参画していく。環境や国際保健等の分野における新たな法的文書の作成といった国際的なルール形成においても貢献していく。また、AIを含む新しい国際的なガバナンス体制づくりへの貢献に取り組む。かかる観点から、国連をはじめとする国際機関との連携や国際機関における邦人職員の増強を含め、ルール形成において重要な役割を担う国際的な組織における我が国のプレゼンスの強化に取り組む。

複合的危機の時代においては、様々な主体間の「共創」による課題解決が求められる。開発途上国への開発協力は、我が国を含む国際社会の持続可能性の達成への貢献の主要な手段であり、開発協力大綱に基づき、多国間及び二国間の開発協力を有機的に連携させながら、効果的・戦略的・適切に実施する。また、企業、国際機関、市民社会等の多様なアクターとの連携や新たな資金の動員に向けた取組をより一層推進する。引き続き、GNI比 0.7%とのODAの国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、様々な形でODAを拡充し、実施基盤強化のための必要な努力を行う。

複合的危機に対する国際社会全体の強靱性の強化の観点から、GX・DX、サプライチェーンの確保や「質の高いインフラ」の整備を推進し、あらゆる分野で「質の高い成長」の達成を目指していく。特に、前述の「仙台防災枠組 2015-2030」も踏まえた防災・減災分野における協力や、母子保健や感染症への対応等を含む公衆衛生水準・医療水準の向上に向けた人材育成等の我が国の知見・技術を活かした取組を推進する。また、「人への投資」の一環として、質の高い教育、女性・子ども・若者の能力強化や紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえ、引き続き教育分野における取組を強力に推進する。さらに、「女性・平和・安全保障(WPS)に関する行動計画」を踏まえ、WPSアジェンダの推進に向けた取組を強化する。また、より脆弱性の高い国や取り残されがちなコミュニティへの支援及び貧困削減、基礎的社会サービスの強化、緊急人道支援等にも重点的に取り組む。

⑤ 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

平和で安定した国際環境の実現は、国際社会の持続可能性の確保に向けた取組を進める上で不可欠の前提である。さらに、国際社会の持続可能性と平和で安定した国際環境の確保を同時に実現していく観点から、「人道・開発・平和の連携(HDPネクサス)」のアプローチはますます重要となっている。

国際社会全体が国連憲章に明記されている「人間の尊厳」という原点に改めて立ち返り、国際社会の分断と対立を乗り越え、平和で安定した国際環境の下、全体として持続可能性を実現していくために、我が国は、上述の様々な取組を含め、引き続き貢献していく。多発する人道危機に際しては、人道原則に基づく支援を行う

とともに、国際人道法の遵守を国際社会に強く訴えていく。

また、我が国が提唱してきた「人間の安全保障」の理念は、①個人の保護、②個人の能力強化、③様々な主体間の連帯の三つを柱とするものであり、国際社会において HDP ネクサスを確保していく上で鍵となる考え方である。我が国は、引き続き、「人間の安全保障」の理念の下、HDP ネクサスに留意しつつ、「人間の尊厳」を中心に置いた開発協力を推進し、国際社会の平和と繁栄の確保にも積極的に貢献していく。

(2)実施に当たっての取組

以上の重点事項を着実に実施していくため、以下の取組を進めていく。

① 実施体制の強化・ステークホルダー間の連携

内閣総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部が引き続き司令塔の役割を果たす。SDGs 推進本部は、SDGs 推進本部幹事会、SDGs 推進円卓会議等をより一層積極的に活用し、取組を更に加速していく。また、地方レベルでも SDGs 未来都市の推進等を通じて、地方自治体と一体となって取組を推進する。

実施指針の実施に当たっては、政府が率先してリーダーシップをとり、多様なセクターの主体的参画を促し、連携・協力しながら、個別の取組を全体につなげることで変革を加速し、全体として SDGs 達成への道筋を切り開いていく。かかる観点から、SDGs 推進本部は、各府省庁の参加を得ながら、ステークホルダー間の連携・協働のハブとしての役割をより一層効果的に果たしつつ、実施体制の不断の見直しを図っていく。

また、SDGs 推進本部において、実施指針に基づく取組の進捗状況を定期的に確認し、基本的に 4 年ごとに又は必要に応じて実施指針の見直しを行う。

以上の取組を進めるに当たり、引き続き「公的統計の整備に関する基本的な計画」に従い、SDG グローバル指標への対応の拡大に取り組むとともに、同指標等のデータに基づく進捗状況の把握・評価、政策への反映に取り組む。また、中長期的な同指標のあり方に関する国際的な議論に積極的に関与する。

② 自発的国家レビュー(VNR)と国際社会における取組の主導

2025 年を目途に自発的国家レビュー(VNR)を実施する。その際、我が国が推進する SDGs のあり方について国際的に発信し、国際社会全体の持続可能性の確保に向けた取組を主導する。また、我が国の SDGs の進捗状況についてレビューしつつ、特に各目標に共通する横串の諸課題について、SDGs は全体として一体で不可分という観点から、必要に応じて、分野別のレビューを行う。

その際、科学的エビデンスに基づく SDGs の進捗管理及び達成に向けた取組を進めていくこと、かかる取組を国際社会全体の SDGs 達成に向けた取組に有機的

に統合すること及び国際社会において主導権を発揮していくことを十分に踏まえる。以上の取組を通じて、2030年以降も見据えた国際的な議論も主導していく。

また、地方自治体との連携を強化し、自発的ローカルレビュー(VLR)の積極的な実施を後押しする。

③ 広報・啓発

前述のとおり、SDGs に対する国民の認知度は国際社会との比較においても大幅に向上しており、これまでの広報・啓発は大きな効果を挙げてきた。一方で、グリーンウォッシュ等実態が伴わない取組に対する懸念や SDGs に対する理解度の不足も指摘されている。

持続可能な経済・社会システムの構築の推進等の観点から、個々人の意識と取組に加え、地方自治体やビジネス、メディア、非営利組織を含む民間等の取組がますます重要になっていることも踏まえ、引き続き広報・啓発のあり方について不断の見直しと選択的な強化を進めていく。

また、国際社会全体での SDGs 達成に向けた我が国の貢献への期待が高まっていることも踏まえ、戦略的観点から、国際協力についての理解の深化にも引き続き取り組む。今後は、国内での広報・啓発に加え、3(1)の重点事項に資する観点から、2025年の日本国際博覧会(大阪・関西万博)等の機会も利用しつつ、国際社会に対する発信も強化していく。

なお、ジャパンSDGsアワードについては、創設時の政策的意義を果たしたと考えられることから、今後のあり方については別途検討する。

各ステークホルダーに期待される役割

(1) ビジネス

企業が経営戦略の中に SDGs を据え、個々の事業戦略に落とし込むことで、持続的な企業成長を図っていくことが重要であり、特に「Society 5.0」の実現を目指すことが期待されている。具体的には、革新的なデジタル技術やビッグデータを活用することによって、一人ひとりの異なるニーズに応えとともに社会システム全体の最適化を目指すことで、社会課題を解決し、「誰一人取り残さない」SDGs 達成に貢献することが重要である。全企業の 99.7% を占める中小企業は地域と経済を支える存在であり、SDGs の中小企業への更なる浸透とその取組を後押しすることが重要である。また、様々なステークホルダーと連携し、多様な価値を協創することで、SDGs 達成に向けた機運を国内外で醸成することが求められる。

気候変動をはじめとする地球環境問題、ディーセント・ワークの実現、「ビジネスと人権」、責任あるサプライチェーン、企業の社会的責任に関する取組は、SDGs が目指す持続可能な経済・社会・環境づくりに貢献する上で不可欠であり、各企業が国際社会からの信頼を高め、グローバルな投資家からの高評価を得る上で重要である。

(2) ファイナンス

SDGs を社会の変革につなげるためには、これを可能にする資金の流れが不可欠である。こうしたファイナンスの裾野を量的・質的に拡充していく観点から、公的資金(財政資金等)と民間資金(投融資等)の有効な活用等により SDGs 達成に向けた取組を多様な手法で金融面から支援していくことが重要である。

民間資金については、特に気候変動対応や国際保健分野においてその重要性が強く指摘されており、インパクト投資や ESG 投資等、国内外の社会的・環境的課題の解決に向けた資金の流れを強化していく。気候変動対応については、2023 年 5 月の G7 広島サミットにおいてもその重要性が確認されたトランジション・ファイナンスを後押ししていくとともに、国際保健分野を含む持続可能な資金調達に向けたインパクト投資を推進する。

特に SDGs 達成に向けてビジネスセクターが果たす役割は大きく、投資家等が企業との建設的な対話を通じて中長期的な企業価値の向上を促す観点から、企業のサステナビリティ開示の充実等を図ることが重要である。

また、SDGs 推進に係る地域での創意工夫を更に浸透させ、地域産業や企業の生産性向上、地域経済の持続的な成長を図るため、地域における様々な課題解決に資する金融機関による多様なサービス提供を促す。さらに、SDGs 達成に向けた金融面での取組が家計の安定的な資産形成につながるよう、金融事業者による適切な商品提供と金融経済教育の推進が重要である。

(3) 市民社会

市民社会は、「誰一人取り残さない」社会を実現するため、それぞれの生活の場で厳しい状況に直面している人々、最も取り残されている人々、取り残されがちな人々等の声を拾い上げ、政府・地方自治体や企業等の事業者へとそれらの声を届け、知見を共有し、課題解決に向けて政策立案・実施を支援する存在であり、SDGs 関連施策の立案プロセスにおいてこうした人々の声が反映されるよう橋渡しをすることが期待されている。

同時に、国際社会及び国内におけるネットワークを活かし、国内外に対する問題提起や発信、政策提言、SDGs 推進を加速化・拡大するためのアクションを推進していく役割も期待されている。

国内のみならず、国際協力の実施においても、NGO をはじめとする市民社会は、現地のニーズに寄り添った迅速な協力を通じて、世界各地の人道支援等の開発協力における存在感を拡大している。

市民社会には、国内外・各地域の人々の参画を促し、各々の主体との連帯によって、一人ひとりの行動変容と変革の旗振り役となることが期待されている。

(4) 消費者

生産と消費は密接不可分であり、持続可能な生産と消費を共に推進していく必要があるとの認識の下、エシカル消費や食品ロス削減の普及啓発の促進等により、消費活動において大きな役割を担う消費者や市民の主体的取組を推進していくことが重要である。

特に、目標 12(持続可能な消費と生産)の観点からは、消費者が、環境に対する負荷が低い商品の購入やサービスの利用を通じて、循環経済への移行に資する等、持続可能な消費活動を行うことで、持続可能な生産と消費の形態を確保できるように、健全な市場の実現に加え、経済・社会の仕組みづくりと啓発を促進していくことも重要である。

(5) 公共的な活動を担う民間主体

地域の住民や NPO、公益法人等は、教育や子育て、まちづくり、防犯・防災、医療・福祉、消費者保護等身近な課題を解決するために活躍するとともに、新しい価値を社会に提案し続けており、引き続きその活躍の拡大が期待されている。

協同組合をはじめ、地域の住民が共助の精神によって参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域の絆を再生し、SDGs へ貢献していくことが期待されている。

(6) 労働組合

労働組合は、社会対話の担い手として、集団的労使関係(建設的労使関係)を通じた適正な労働条件の確保をはじめ、労働者の権利確立、人権、環境、安全、平和

等を求める国内外の取組を通じて、使用者とともに、ディーセント・ワークの実現、「ビジネスと人権」の視点に立ったサプライチェーン全体における人権尊重、持続可能な経済・社会の構築に重要な貢献を果たすことが期待されている。

労働組合は、企業活動における特別なステークホルダーであり、SDGs 達成に向けて、使用者側への働きかけや他のステークホルダーとの連携等に引き続き積極的に取り組むことが期待されている。

目標 8(経済成長と雇用)にとどまらず、労働組合は適正な職場環境・労働条件の確保に向けた取組を通じて、目標 1(貧困)、目標 5(ジェンダー)、目標 10(不平等)、目標 13(気候変動)、目標 16(平和)等の複数の目標の達成への貢献が期待されている。

(7)ジェンダー

2030 アジェンダでは、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットの進展において死活的に重要」であり、ジェンダーの視点を「主流化していくことは不可欠」である旨明記されており、女性・女児は、多様なステークホルダーと連携しつつ、SDGs の推進に貢献していくことが強く期待されている。

また、人権の保護、ジェンダー平等の実現、女性・女児のエンパワーメントを含め、SDGs の全ての目標の達成に向けた取組において、多様なステークホルダーがジェンダーの視点を共有することが重要である。

(8)ユース

ユースは、2030 アジェンダやその後の社会のあり方に関する議論の中核を担う存在である。ユースは、「持続可能な社会の創り手」として、どのように SDGs を推進し社会を変革していくかを考え、多様な人々と協働しながら行動し、国内外に対して提言・発信していくことが期待されている。このような観点から、2018 年 12 月に「次世代の SDGs 推進プラットフォーム」が立ち上げられるとともに、若い世代の声をより積極的に取り入れていくため、2021 年からユースの代表が円卓会議に参加している。

このように、特定の目標に限定せずに幅広い分野におけるユースの貢献が期待されているが、様々な背景を持つユースが目標 4(教育)をはじめとする各目標の達成に貢献できるようにするためにも、教育に関する政策や制度の充実も重要である。

(9)教育機関

学校、地域社会、家庭その他あらゆる教育・学習機会を捉え、「持続可能な社会の創り手」を育成するという観点から、教育機関は、目標 4 の達成において重要な役割を果たしている。また、「持続可能な社会の創り手」に求められる「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育むことにより、

自他の人権を理解・尊重し、地域や世界の諸課題を自分事として考え、課題解決を図る人材の育成に寄与するとともに、SDGs の全ての目標の達成の基盤を作るという極めて重要な役割を担っている。

持続可能な開発のための教育(ESD)がSDGs の全ての目標の達成に貢献することを示した「持続可能な開発のための教育:SDGs の達成に向けて(ESD for 2030)」が国連教育科学文化機関(UNESCO)及び国連において採択されたことを支持し、教育機関が国内外の活動の充実に貢献することが期待されている。国内においては、学習指導要領の改訂も受け、全ての学校においてSDGs 学習を推進し、ESD の推進拠点であるユネスコスクールの活動を促進するとともに、社会教育関連機関も含め、SDGs に資するように多様な文化とつながりを持ちながら学習できる環境づくりを促進することが重要である。

(10)研究機関

研究機関による学術研究や科学技術イノベーションは、それ自身がSDGs 達成の手段として大きな役割を果たしうることはもちろんのこと、地球観測等の現状把握のためのツールや目標設定の根拠としての活用や、ターゲット相互の関係分析、達成度評価、そして2030年以降の議論においても、国内外において貢献することが期待されている。

また、研究機関は、科学的根拠に基づき、今後の科学技術イノベーションの飛躍的変革を実現することが期待されている。なお、イノベーションと変革はSDGs 達成の鍵ではあるが、技術的な側面のみを偏重するのではなく、社会的側面を含むより広範な概念として扱うべき点に留意する必要がある。

市民社会や企業、政府等と科学者との間でビジョンや情報を共有することは、科学技術イノベーションがSDGs 達成の手段として大きな役割を果たしうることを認識し、種々の課題や緊急性に対する認識を高めるためにも必要である。また、フューチャー・アース等の国際的取組の下、科学者コミュニティがその他の広範なステークホルダーと連携・協働していくことや研究機関と政策立案者が更に連携していくことも重要である。

(11)地方自治体

国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、日本全国にSDGs を広く浸透させる必要がある。そのためには、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であり、より一層の浸透・主流化を図ることが期待されている。

現在、国内の地域においては、人口減少や地域経済の縮小等の課題があり、地方自治体におけるSDGs 達成へ向けた取組は、かかる地域課題の解決に資するものであり、地方自治体にはSDGs を原動力とした地方創生を推進することが期待されている。

地方自治体は、SDGs 達成に向けた取組を更に加速化させるとともに、各地域

の優良事例を国内外により一層積極的に発信・共有していくことが期待されている。具体的には、「SDGs 日本モデル」宣言や「SDGs 全国フォーラム」等のように全国の地方自治体が自発的に SDGs を原動力とした地方創生を主導する旨の宣言等を行うこと、国際的・全国的なイベントの開催等により海外、全国若しくは地域ブロック又は共通の地域課題解決を目指す地方自治体間等での連携がなされ、相互の取組の共有等により、より一層 SDGs 達成へ向けた取組が行われることが期待されている。

また、今後は、より多くの地方自治体が更なる SDGs の浸透を目指し、多様なステークホルダーに対してアプローチすることが期待されている。地方自治体には、部局を横断する推進組織を設置すること、執行体制の整備を推進すること、様々な計画に SDGs の要素を反映すること、進捗を管理するガバナンス手法を確立すること、情報発信と成果の共有として SDGs 達成に向けた取組を的確に測定すること、国内外を問わないステークホルダーとの連携を推進すること及びローカル指標の設定等を行うことが期待されている。また、地域レベルの官と民とマルチステークホルダーの連携の枠組みの構築等を通じて、官民連携による地域課題の解決をより一層推進することが期待されている。

さらに、地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環を形成するために、地域事業者等を対象にした登録・認証制度の構築等を目指すことが期待されている。また、地方自治体は、地域の主体性を基本として、地域資源を持続的に活用して経済・社会・環境を統合的に向上させていく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける自立した地域をつくるとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する自立・分散型社会の実現を目指す「地域循環共生圏」の創造に取り組む等、多様で独自の SDGs の実施を推進することが期待されている。

(12) 議会

2030 アジェンダにおいても、効果的な実施と説明責任の観点から国会議員が不可欠な役割を果たすとの認識が示されているとおり、国会及び地方議会は、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するため、広く日本全国から国民一人ひとりの声を拾い上げ、国や地方自治体の政策に反映させることが期待されている。さらに、行政機関、市民社会、国際機関等と連携し、国や地域が直面する経済・社会課題を解決するための具体的な政策オプションを提案することが期待されている。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

《団体概要》

- ◆ 1992年地球サミット(ブラジル・リオ)を機に、1993年設立。2003年特定非営利活動法人格取得
- ◆ 「持続可能で公正な社会」の実現・「環境的適正」と「社会的公正」の実現を目指し、幅広い市民と専門家の参加・協力のもと、調査研究・政策提言・情報提供等を行うNPO(非営利組織)・NGO(非政府組織)・CSO(市民社会組織)
- ◆ 現在、以下のプログラム・プロジェクトを推進
 - ①気候変動プログラム
 - ②SDGs(持続可能な開発目標)・SCP(持続可能な消費生産)プログラム
 - ③持続可能な開発と援助プログラム
 - ④持続可能な社会と税財政プログラム
 - ⑤地域活性化・地方創生プロジェクト
 - ⑥NPO・NGO強化プロジェクト

※JACSESの最新活動/寄稿/講演情報等は、こちらを参照下さい。

JACSES気候変動プログラムWebsite(<http://jacses.org/category/climate/>)

JACSES気候変動/SDGsチームInstagram(https://www.instagram.com/jacses_climate_sdgs)

New Climate Policy Express(<https://www.mag2.com/m/0000161263>)

※賛助会員/サポーター会員を募集しています。

賛助会員・サポーター会員といった形で、持続可能で公正な社会の実現に向けた弊センターの活動にお力添えいただけますと誠に幸いです。詳細は、JACSESウェブサイト(<http://jacses.org/member/>)をご参照ください。

《レポート発行責任者略歴》

遠藤 理紗(えんどう・りさ)

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)気候変動プログラムリーダー/事務局次長

保険・エネルギー関連の企業勤務を経て、2014年よりJACSESスタッフ。気候変動・SDGsに関する政策提言、普及啓発等に従事。(一社)SDGs市民社会ネットワーク事業統括会議進行役、Climate Action Network Japan役員、ESD活動支援センター企画運営委員、G20のエンゲージメントグループであるW20(Women 20) Japan Delegate等も務める。日本が議長国であった2023年G7のエンゲージメントグループである2023年C7(Civil 7)気候・環境正義WG共同コーディネーター。

足立 治郎(あだち・じろう)

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)事務局長

東京大学教養学部卒。化学・素材関連企業勤務後、JACSESスタッフ。他のNPO役員・企業役員・シンクタンクフェロー・大学非常勤講師等も兼務。省庁等の委員を歴任。著書に『環境税一税財政改革と持続可能な福祉社会』(築地書館、単著)、『ギガトン・ギャップ―気候変動と国際交渉』(オルタナ、共著)、「地球の限界」(日科技連、共著)等。オルタナにて「気候変動とSDGs」連載中。



特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター (JACSES)
Japan Center for a Sustainable Environment and Society



〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-10 赤坂三鈴ビル2階 TEL:03-3505-5552 FAX:03-3505-5554

URL: <http://www.jacsces.org/> Email: jacsces@jacsces.org

発行責任者 遠藤理紗 (「環境・持続社会」研究センター (JACSES) 事務局次長・気候変動プログラムリーダー)

足立治郎 (「環境・持続社会」研究センター (JACSES) 事務局長)

作成協力者 一寸木美穂、村越真衣、オコナー桃寧、高野有華、佐藤權、横木優希、有田真彩、松竹夏鈴、
Dilnaz Yeleussizova、ZY CHEN、田中真緒、栗林孝匠、喜多羅理絵、大岡重樹

発行 2024年3月

※本レポートの作成・発行には、環境再生保全機構地球環境基金の助成を受けています。

